

令和4年3月4日  
あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

まん延防止等重点措置期間の延長に伴う市の対応（公共施設の利用制限等）  
について

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記のとおり決定した。

#### 記

公共施設の利用制限等については、令和4年3月6日までの内容を継続することとする。なお、戸倉グラウンドのみ冬期閉鎖期間終了のため、令和4年3月20日から利用可能とする。